

# 学校施設利用規定

町内の学校施設（運動場・体育館）に関して、適正な利用に係る事項について下記のとおり定めます。

## 1 利用対象者

- ・町内に住所を有する者
- ・教育長が認める者

## 2 利用登録申請

所定の登録用紙に必要事項を記入し、スポーツ振興課へ提出してください。登録完了後に予約システムで使用する登録番号（ID）、パスワード及び利用登録証を発行します。

## 3 利用許可申請

### 【占有利用】

- (1) 各学校へ連絡し調整後、利用が許可された場合、本予約に係る要項等を添えて申請書原本をスポーツ振興課窓口へ提出してください。  
※申請書原本の提出がない場合は、予約完了となりませんのでご注意ください。
- (2) 利用予定日の2週間前までに利用料を支払いしてください。支払いが確認されない場合は、自己都合キャンセル扱いとなります。  
※利用料支払い後のキャンセルは、返金いたしません。

### 【部分利用】

毎月6日に翌月分の予約申請受付開始

- (1) 1日～5日は、学校行事の確認期間（学校管理者の入力期間）とします。
- (2) 6日～15日は、小中学校、スポーツ少年団の予約申請期間とします。  
※学校行事等がない日を利用予約ができます。
- (3) 16日以降は、一般予約受付開始とします。  
※学校行事等、小中学校、スポーツ少年団の利用がない日に利用予約ができます。
- (4) 利用予定日の2週間前までに利用料を支払いしてください。支払いが確認されない場合は、自己都合キャンセル扱いとなります。  
※利用料支払い後のキャンセルは、返金いたしません。
- (5) 当日予約は、電話での予約のみ可能です。その際登録IDをお伝えください。

## 4 利用制限

- (1) 小中学校やスポーツ少年団は、毎月第3日曜日は「家庭の日」のため施設利用できません。
- (2) 小中学校やスポーツ少年団の利用は、4時間以内とし、利用終了時間は下記のとおりとします。

【平日】※大会1週間前は30分延長可能。延長申請は生涯学習文化課です。

夏季（5月～10月）⇒19時

冬季（11月～4月）⇒18時30分

【土日祝日】※延長申請不可。

17時

(3) 一般の1日の利用時間は、4時間以内とします。

※但し、利用日当日に空きがあれば制限時間を越えての予約申請が可能です。その際はスポーツ振興課（998-2140）まで電話にて予約申請をしてください。

## 5 減免

町内小中学校や町スポーツ少年団は、減免団体となります。減免を受ける場合には利用者団体の登録が必要となります。

## 6 施設開放時間及び利用料

(1) 体育館

施設開放時間（小学生クラブ活動）

・平日（小学校）16:00～19:00

・土日祝日（小学校）9:00～17:00

施設開放時間（一般開放）

・平日（小中学校）20:00～22:00

・土日祝日（小中学校）18:00～22:00

※利用するための準備や片付けに要する時間も利用時間に含まれます。

※利用予定時間を超えて使用した場合は、1時間未満でも1時間とみなし超過料金を徴収します。

### ① 占用利用の場合

区分 \ 時間	9:00～12:00	12:00～17:00	17:00～22:00	9:00～22:00	超過料金 1時間あたり	照明利用料 1時間あたり
アマチュアスポーツに利用する場合	3,000円	5,000円	5,000円	13,000円	1,000円	1灯30円
入場料を徴収する場合	150,000円	250,000円	250,000円	650,000円	50,000円	1灯30円
その他の入場料を徴収しない場合	15,000円	25,000円	25,000円	65,000円	5,000円	1灯30円

※利用者が入場料を徴収する場合は、最高入場料（税込）に100を乗じた額を加算する。

※大会・興行の場合は、1日あたり5,000円の衛生費を徴収する。

## ② 部分利用

種目	使用方法		町内	町外
バスケットボール	1面1時間あたり		400円	1,100円
ハンドボール			400円	1,200円
バレーボール			300円	800円
テニス			300円	800円
バドミントン			200円	600円
卓球			200円	600円
その他のスポーツ			利用するフロアの面積で算出	
個人使用	1人1回につき	高校生以下	20円	50円
		一般	50円	100円
照明利用料は、1灯1時間あたり30円（町外50円）				

## (2) 運動場

施設開放時間（小学生クラブ活動）

- ・平日（小学校）16:00～19:00
- ・土日祝日（小学校）9:00～17:00

施設開放時間（一般開放）

- ・平日（東風平中学校のみ）20:00～22:00
- ・土日祝日（東風平中学校のみ）18:00～22:00

※利用するための準備や片付けに要する時間も利用時間に含まれます。

※利用予定時間を超えて利用した場合は、1時間未満でも1時間とみなし超過料金を徴収します。

区分	時間	利用料（2時間）		超過料金（1時間）
		町内	町外	
運動場	町内	1,000円	300円	
	町外	3,000円	500円	
夜間照明利用料は、1時間あたり町内1,500円・町外2,500円とし、利用者は、教育委員会において登録された団体に限るものとする。				

## 7 利用許可条件

- (1) 施設を棄損又は紛失したときは、直ちに学校長へ報告し、現状に復するか損害を弁償すること。
- (2) 予約が確定した後であったとしても、急きょ学校行事等に供する必要が生じた場合は、予約取消等の調整に応じること。その際、既に徴収した利用料は次回以降に振替対応とする。
- (3) 施設利用後は片付け、整備、消灯をすること。
- (4) 貴重品は各自で保管すること。紛失、盗難について管理者は、一切の責任を負わない。
- (5) 施設施設後は、速やかに鍵を返却すること。（夜間利用者は22:30までに）

- (6) 施設利用中、自己の過失により生じた怪我や事故について、管理者はその責任を負わない。利用者の責任において保険等に加入すること。
- (7) 利用料金を期限までに支払いをすること。(支払いが確認されるまで利用制限有)
- (8) 自己都合による予約キャンセルをしないこと。  
(自己都合によるキャンセルが同月に3回あると利用制限有)
- (9) 利用をキャンセルする場合は、管理者へ必ず連絡をすること。  
(利用開始時間15分経過後、自動的に自己都合キャンセルとなります)
- (10) 施設利用にあたって管理者から指示がある場合は、その指示に従うこと。

## **8 禁止事項**

- (1) 学校施設内での喫煙・飲酒
- (2) 駐車場以外への迷惑駐車
- (3) 営利を目的とした活動
- (4) 団体未登録、施設使用未許可での施設利用
- (5) 許可を受けた目的・施設以外での利用
- (6) 施設の鍵の複製
- (7) 鉄製スパイクの使用
- (8) 近隣住民への迷惑行為
- (9) その他マナー違反行為

※上記事項が守られない場合は利用停止、団体登録抹消となる場合があります。

※注意勧告を行ったにも関わらず改善が見られない場合は、一定期間施設全体の利用を停止します。その際、当該施設を利用している全ての方が対象です。